

医学部新設時の教員・医師確保の問題

- 医学部設置には、概ね**専任教員140人以上**、**附属病院の医師数は概ね300人以上が必要**。(附属病院の医師数の明確な基準はないが、実態としては、概ね同規模の一般病院の2倍以上の医師数がある。) 【医学部、附属病院に必要な教員数・医師数、地域別の医師数については、参考1参照】
- 教員は、単に医師免許を持っているだけでなく、**教育経験や研究実績等が必要**。
(例えば大学病院で勤務経験があって自治体の中核病院で診療科長になっている医師等)
- 既存の大学病院であっても、多数の医師が引き抜かれると、大学はその後補充のために、地方の病院に派遣している医師を引き上げざるを得なくなる。
→ **各地の医療に支障を来さないよう、計画的に確保する必要がある。**

医学部新設に伴う教員・医師確保の影響を懸念する声

東北市長会「医学部新設に関する決議」(H25.11.14文部科学大臣への要請)

医学部新設に当たっては、東北各地の医師を教員や診療スタッフとして吸収することで更なる医師不足を生じさせないように、新設医学部においては、東北で医師として勤務する者の採用を禁ずるなど配慮すること。

全国医学部長病院長会議「声明：医療崩壊をもたらす医学部新設に反対します」(H25.11.28付)

...基幹病院ですら各診療科1名から数名の医師で診療に当たっています。たった1名の医師減少で、診療科の医療は崩壊し、一診療科の崩壊は、病院の崩壊に結びつき、病院の崩壊は全県の病院崩壊をもたらします。

【東北地方における中核病院の診療体制については、参考2参照】

「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」における記載

留意点(必要な条件整備)

教員や医師、看護師の確保に際し引き抜き等で**地域医療に支障を来さないような方策を講じること**。

(例：広く全国から公募を行うこと、既存の大学や医療機関、地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと、特に人材が不足している地域や診療科の医師の採用には十分配慮すること等)

東北地方の医学部新設に関する現在の状況①

- 東北地方の医学部新設については、基本方針に基づき公募を行い、有識者による専門的・客観的な審査を行った上で、9月2日に東北薬科大学を条件付きで選定。

選定条件の概要

- ①東北6県、医学部を置く6大学等の協力の下、「運営協議会(仮称)」を設置し、教員等の確保や卒業後の地域定着策等について協議すること。
- ②協議会の枠組みを活用し、東北6県の医師偏在に解消する枠組みを構築すること。
「地域全体で医師を育てる」という観点から、総合診療医養成に積極的に取り組むこと。その際、仙台以外の東北各地域において滞在型の教育もできるような体制等を整備すること。
教員の確保に当たっては、公募に当たり、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準や指針を定めて対応すること。附属病院の拡張整備に当たっても県当局と相談の上、地域医療に支障を来すことなく進めること。
修学資金の仕組みについて、地域偏在解消に対して実効性が高く、持続可能な仕組みとし、東北各県と十分な調整を行うこと。
入学定員について、教育環境、地域定着策の有効性といった観点から適切な規模となるよう見直すこと。
上記のほか審査会における意見や要望について可能な限り取り入れること。

- 今後の東北薬科大学のスケジュールとしては以下のとおり。 通常の設置認可スケジュールに従った場合。
(平成27年2月 構想審査会での選定条件への対応状況を確認)
平成27年3月 認可申請
平成27年8月 認可
平成28年4月 開学(予定)

東北地方の医学部新設に関する現在の状況②

- 東北薬科大学では、選定条件を踏まえ運営協議会において公募要領の審議を行った後、11月14日(金)から医師・教員の公募を行っている。
- 東北薬科大学は、既に一定程度の医師を確保しているが、医学部の教育研究診療に必要な医師・教員として、さらに、178人(基礎・社会医学系38人、臨床医学系133人、病院中央部門7人)を公募しているところ。
- 運営協議会における各県・各大学からの意見を踏まえ、東北の地域医療に影響を来さないよう公募・選考基準を設けており、それに基づき、医学部の数や医師数が比較的多い地域(東京、関西等)から教員・医師の確保を行う計画としている。

東北薬科大学における公募・選考基準の概要

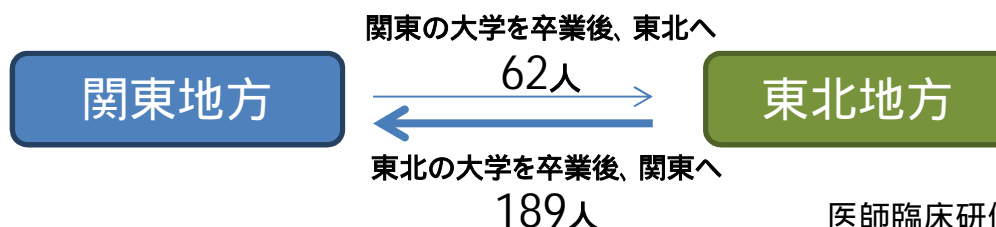
- ・教員の採用に当たっては、現在勤務している地域の医療に支障が生じないよう配慮し、医師数が少ない地域から採用することのないようにする。また、特定の機関から極端に多く採用することのないようにする。
- ・所属長の意見書において、転出することが困難な場合には、本人の意向等を確認した上で、特に慎重に判断する。採用予定の応募者が転出した場合の後任者確保の見通しと地域医療に及ぼす影響についても所属長の意見を基に総合的に判断する。
- ・現在の勤務地が東北6県にある者に限らず、すべての応募者について、所属長の意見書を十分に斟酌して慎重に判断する。
- ・地域医療への影響を判断するに当たり、特に必要と認められる場合には、関係自治体、後任者の所属長及び医師会等、必要な関係者から意見を聴取する。
- ・地域医療への影響を確認するため、採用予定者の情報を教育運営協議会に適切な方法で報告し、教育運営協議会は、これに基づき、地域医療への影響を検証する。

等

東北と特区の医学部新設を同時に進めた場合の問題

- ・仮に、東北地方の医学部新設と並行し、東京圏の特区において1校の医学部新設を行うこととした場合、更に300名程度、両者あわせて500名程度の教員・医師が必要となり、人材の奪い合いが生じる。
- ・**その際、首都圏に比べて東北地方は他地域から人材を集める上で不利な環境にある。**

医学部卒業時の医師の動き(H26)



医師臨床研修マッチング協議会の統計より

- このため、国家戦略特区における医学部新設については、**東北地方における医学部の新設(特に教員・医師の確保)の動向に配慮し、検討**を行うこととしている。

平成26年3月28日国家戦略特区諮問会議文部科学大臣提出資料(抜粋)

- ・ 国家戦略特区における医学部の新設と東北地方における医学部の新設は、それぞれ目的の異なるものであるが、同時に進めた場合には、地域医療や、東北地方の医学部の新設に必要な教員・医師の確保に、影響が及ぶ可能性がある。
- ・ このため、国家戦略特区における医学部の新設については、東北地方における医学部の新設の動向に配慮し、検討を行う。

(参考1) 医学部の専任教員数等の基準について

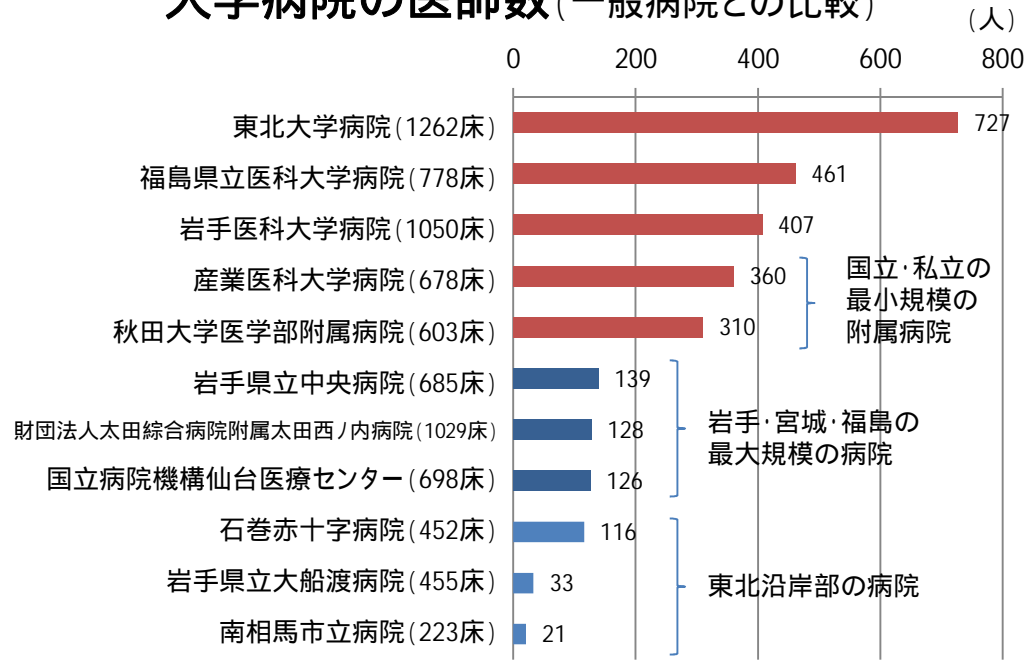
医学部医学科に必要な専任教員数

収容定員 (入学定員)	専任教員数
収容定員360人まで (入学定員60人まで)	130人
収容定員720人まで (入学定員120人まで)	140人

(大学設置基準別表第1口より)

専任教員数のうち、教授・准教授・講師の人数は60人以上、うち30人以上は教授とする。(大学設置基準別表第1口備考一)

大学病院の医師数(一般病院との比較)



(出典) 医師臨床研修マッチング協議会資料を元に作成(H25.1.1現在)

地域別、医療施設に従事する医師数 (単位:人)

()は大学病院・診療所を除く病院勤務医の人数。

【東北地方】	【東京圏】
岩手県 2,471 (1,123)	東京都 39,116 (13,612)
宮城県 5,075 (2,340)	神奈川県 17,567 (7,319)
福島県 3,506 (1,652)	千葉県 10,698 (4,929)
石巻医療圏	成田市を含む
(2市1町) 317 (183)	印旛医療圏
気仙沼医療圏	(7市2町) 1,100 (359)
(1市1町) 94 (60)	成田市 268 (177)

(出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(H24)より

(参考2) 東北地方の公立中核病院の診療体制の例

広域的な拠点病院であっても、多くの診療科を1～2人の医師で支えており、1人が欠けただけで診療科を閉鎖せざるを得ない状況にある

岩手県立釜石病院

(平成25年1月1日現在)



診療科名	内	循	消	小	外	整	脳外	神内	形	心外	泌	産婦	眼	耳鼻	麻	リハ	計
医師数	4	1	1	2	5	3	1	1			1						19
内指導医数 (厚労省の開催指針に則った指導医講習会を修了している者の数)	3 (3)	1 (1)		2 (2)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)									15 (15)
病床数	56		23	15	53	39		37									272

岩手県立大船渡病院

(平成25年1月1日現在)

診療科名	内	循	小	外	整	脳外	血	呼	精	泌	産	眼	病	皮	形	神	麻	放	計
医師数	3	2	2	7	2	3	1	1	3	2	5	1	1						33
内指導医数 (厚労省の開催指針に則った指導医講習会を修了している者の数)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	5 (5)	2 (2)	1 (1)			2 (2)	2 (2)	3 (3)								20 (20)
病床数	46	36	24	57	30	32	25	16	105	27	44	4		2	1	5	1		455

気仙沼市立病院

(平成25年1月1日現在)

診療科名	内	循	小	外	整	脳外	形	呼外	心外	泌	産	眼	耳鼻	放	麻	精	皮	呼	計
医師数	9	2	3	8	4	2				2	2	2	2		1		1	2	40
内指導医数 (厚労省の開催指針に則った指導医講習会を修了している者の数)	5 (5)	2 (2)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (1)		0 (0)	0 (0)	17 (16)
病床数																			451

(出典) 医師臨床研修マッチング協議会資料より

(参考) 東北地方の医学部設置認可の特例に係る経緯

- H22.12 今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会設置(文部科学大臣決定)
- H23.3 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故**
- H23.12 今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会「論点整理」公表、意見募集
- H24.2～3 宮城県石巻市長(2月)、福島県相馬市長(3月)より東北地方へ医学部新設を求める要望
- H24.5 被災県3大学(岩手医科大学・東北大学・福島県立医科大学)から新設に慎重な対応を求める意見書
- H24.6 東北市長会が医学部新設を含めた地域医療充実を求める決議
- H24.6 宮城県知事より医学部新設及び定員増に関する規制緩和を求める要望
- H24.11 定員増の上限(125→140人)を引き上げる大学設置基準改正
-
- H24.12 第2次安倍内閣発足
- H25.2 自民党「東北地方に医学部新設を推進する議員連盟」決議
- H25.9 自民党復興加速化本部が医学部新設について緊急決議
- H25.10.4 宮城県知事からの要請を受けた安倍総理から、下村文科大臣へ東北地方における医学部新設について検討指示**
- H25.10.18 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(日本経済再生本部決定)
- H25.11.29 「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について」発表**(文部科学大臣)
- H25.12.5 「好循環実現のための経済対策」(閣議決定)
- H25.12.17 「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」決定**(復興庁・文科省・厚労省の3省庁合意)